

建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第五十九号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（昭和四十二年四月奈良県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第七条の表第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域の項中「又は第二種低層住居専用地域」を、「第二種低層住居専用地域又は田園住居地域」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域における法第五十六条の二第一項の規定により条例で指定する平均地盤面からの高さは、四メートルとする。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。